

## 税制改正の要点

平成 24 年 5 月 11 日

平成 24 年税制改正が、国税・地方税ともに 3 月 30 日に成立、同 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されています。

今回の改正は、昨年 12 月の震災復興関連の改正とこれから導入を検討している「税と社会保障の一体改革」の間に挟まれた、比較的小規模の改正にとどまる結果になりました。そのため、計算方法に若干の変更があったものや規定の延長があったものなどは割愛をさせて頂き、影響がありそうなものを中心にご紹介させて頂きます。

### 所得税法の改正点

#### ① 給与所得控除の上限設定

この改正により、年間給与額が 1,500 万円を超える方は必ず増税となります。実は給与については、支給を受けた給与総額がそのまま所得税の計算基礎となっているわけではなく、「給与所得控除」と呼ばれる控除額を差し引いたものが所得税の計算の基礎となっています。

では、この「給与所得控除」とはどのようなものでしょうか。給与所得者については、必要経費を把握することが困難であり、また、その金額も僅少であると考えられています。そこで、必要経費に代わる給与所得控除額を収入金額をもとに概算で算出するのですが、何億円の給与所得があっても、その 5%は無条件に控除が認められる計算となっていました。

こうした控除を多額の報酬を受け取っている個人にまで際限なく認めているのは実情にそぐわないという批判があったため、給与収入が年間 1,500 万円を超える方について給与所得控除額は

245 万円を限度とするという改正となりました。なお、この制度は平成 25 年分の所得から適用となります。

#### ② 退職所得課税の見直し

退職金は、長期間に渡る勤務の対価（給与）が一時期に支払われるものであり、また退職後の生活保障等を考慮して、収入金額から退職所得控除額を控除し、さらにその残額の 1/2 に相当する金額を退職所得の金額としています。そのため、同じ金額の支給を受けたとしても給料としてもらうか、退職金としてもらうかで、実際の税金負担額が大きく違ってきます。もちろん、退職金としてもらった方が有利であり、金額が大きくなればなるほどその差は拡大します。

しかし、この 1/2 課税を目的として短期間にグループ会社を転々とするといった退職金狙いの租税回避行為が横行していることを阻止するために、改正が行われました。

具体的には、勤続年数が 5 年以下の法人役員等の退職所得については、1/2 の課税が廃止されました。この役員等のなかには国会議員や国家公務員も含まれており、「天下り」を防ぐ狙いもあるとみられます。

### 法人税法の改正点

#### ① 買い替え特例の縮減・延長

買い替え特例とは、資産の買替をした際に生じた譲渡益については課税の繰延べができるという制度のことです。土地・建物等を譲渡した場合には、取引金額が大きいことから多額の譲渡益が生ずることとなります。その譲渡益に課税をしてし

まうと、その税額相当額だけ次に購入する物件の規模が縮小されると考えられます。それを防ぐために課税の繰延措置が認められています。

従来より景気刺激策の一環として 10 年超の長期保有資産についてはほぼ無条件で買い換えが認められるという規定がありましたが、今回の改正では土地等の面積を 300 m<sup>2</sup>以上のものに限定するなど一定の制限が設けられることとなりました。

## ② 中小企業等投資促進税制の拡充・延長

この規定は新品の機械（1 台 160 万円以上）などを取得して事業の用に供した場合には通常の償却に加えて 30%相当額の特別償却ができるというものです。今回の改正で、対象資産に一部変更がありました。新たに対象資産として加えられたのが「試験又は測定機器」と「測定工具及び検査工具」です。

金額としては、1 台で 120 万円以上であるもの。または、1 台が 30 万円以上のものの合計額が 120 万円以上となるものです。注意が必要なのが後者のまとめ買いをした場合です。1 台が 20 万円の測定器を 1 年間で 6 台購入したとしても特別償却の規定は受けることができません。ただし、従来からある 30 万円未満の少額資産に該当しますので、6 台分について一度に損金になります。

一方で、今までは認められてきたデジタル複合機のまとめ買いについては適用を受けることができなくなり、1 台 120 万円以上のもののみが適用対象となりました。

## ③その他 12 月改正

### ・ 法人税率の引き下げと復興税の創設

中小企業の 800 万円以下の所得にかかる税率が 15%（改正前 18%）に下がります。また、これ以外の所得にかかる税率は 25.5%（改正前 30%）に下がります。しかし、復興特別税として 10%の上乗せがありますので、実際にはそれほど税率が下がるわけではありません。

### ・ 200%定率法

現在の定率法は、定額法の 250%増となっておりましたが、この償却額が 200%増に減少することとなりました。平成 24 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産については 200%定率法による計算となります。ただし、経過措置により平成 24 年 4 月 1 日前に開始した事業年度については従来の 250%定率法によることも可能です。

### ・ 欠損金の繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金については、現行の 7 年間から 9 年間繰越ができるようになりました。ただし、資本金が 1 億円以上の法人などについては繰越欠損金控除前所得の 80%相当額しか繰越が認められません。

## 相続税法の改正点

### ① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、1,000 万円まで非課税とする規定があります。今回の改正で延長され、平成 24 年も 1,000 万円の非課税の適用を受けることができますが、平成 25 年には 700 万円、平成 26 年では 500 万円と縮小されていくことになりました。

その一方で、省エネ・耐震住宅の場合にはより大きな非課税枠が設けられました。ただし、こちらも上記と同様に平成 24 年で 1,500 万円、平成 25 年は 1,200 万円、平成 26 年は 1,000 万円と年が経過するごとに非課税枠は縮小していきます。

なお、東日本大震災により家屋が滅失した方については、平成 24 年の非課税枠が平成 26 年まで 3 年間使うことが可能となっております。

今回の改正よりも、やはり消費税の増税が大きな影響があり、関心の高い話題だと思っておりますので、この件に関しては決まり次第お知らせをしたいと思います。以上